



中小企業の事業再生支援の強化について

平成20年12月

中小企業庁

中小企業再生の一層の円滑化

- 原油・原材料の高騰、国際的金融不安等による景気後退により、中小企業の景況感は著しく悪化している。
- そのため、産業活力再生特別措置法の改正等により、中小企業の事業再生を一層円滑化する。

我が国経済の基盤を支える中小企業の再生を実現し、
経営資源の散逸を防ぐ

再生を図ろうと努力する中小企業

- ▶ 経営状況が厳しいほど、より抜本的な再生手法を利用する必要があるが、利害調整コストや制度的課題も大きくなる。
- ▶ その中でも、抜本的な再生手法の一つである第二会社方式は、中小企業にとって特に有効な手法。
- ▶ そのため、再生を図ろうとする中小企業の支援体制を強化するとともに、特に第二会社方式に対する支援措置を強化する。

経営状況が厳しい

より抜本的な再生手法

(再生手法)

リスケジュール
(返済の繰延べ)

DDS
(借換えによる)

DES
(資本への切換え)

直接放棄
(債権カット)

**第二会社方式
(事業の切り出し)**

<制度面の支援>

【これまでの取組】

- ▶ 直接放棄の円滑化を図るため、平成17年に税制抜本拡充
- 債務免除益の評価損損金参入、期限切れ欠損金の優先利用
- ▶ 平成19年度、信用保証協会に債権譲受け等の機能を追加

第二会社方式に対する支援措置の強化

- ▶ 新たな認定支援制度(中小企業承継事業再生計画(仮称))の創設
 - 許認可取得の円滑化
 - 税負担の軽減
 - 金融支援

<体制面の支援>

【これまでの取組】

- ▶ 平成15年から各都道府県に再生支援協議会を設置
 - 弁護士等の専門家を派遣し、再生を図る中小企業を支援
 - 約1800件の再生計画を策定し、約11万人の雇用確保

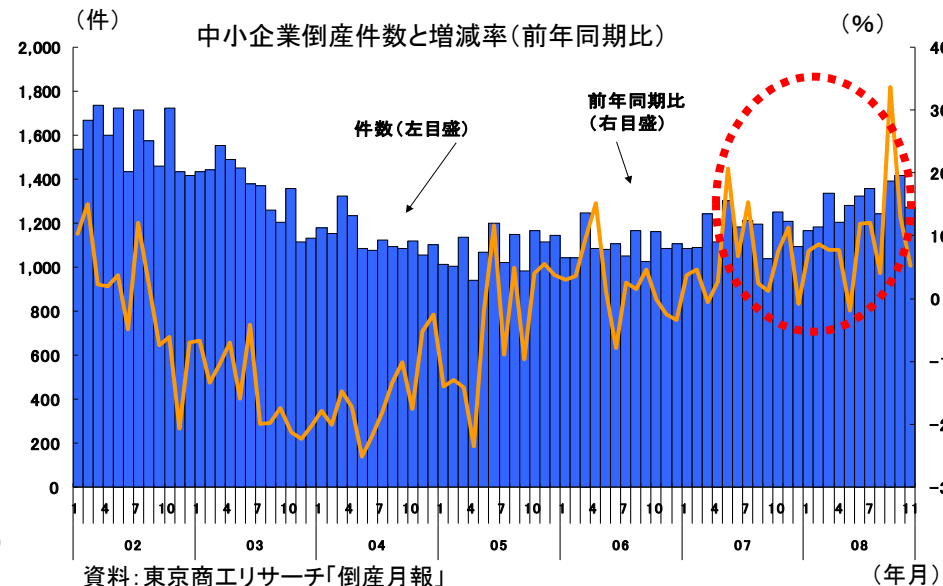
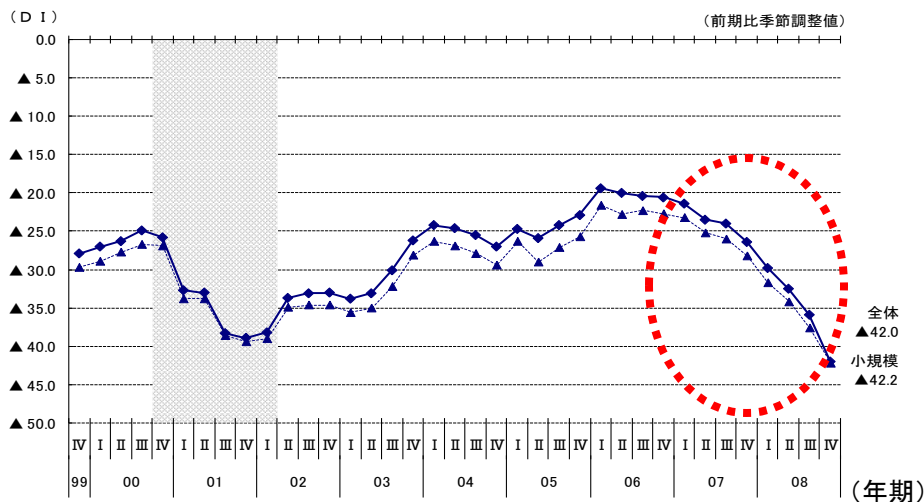
再生支援協議会の更なる機能強化

- ▶ 全国本部(中小機構)と各県の支援協議会の連携強化
- ▶ 専門家の人員拡充

再生支援の必要性

○ 原油・原材料の高騰、国際的金融不安等による景気後退により、中小企業の景況感は著しく悪化し、倒産件数も増加傾向。

中小企業景況調査(中小企業庁、中小機構)における業況判断DI



これまで、資金繰り支援、下請取引の適正化等の緊急的な支援策を措置

<中小企業対策が措置されている政府対策>

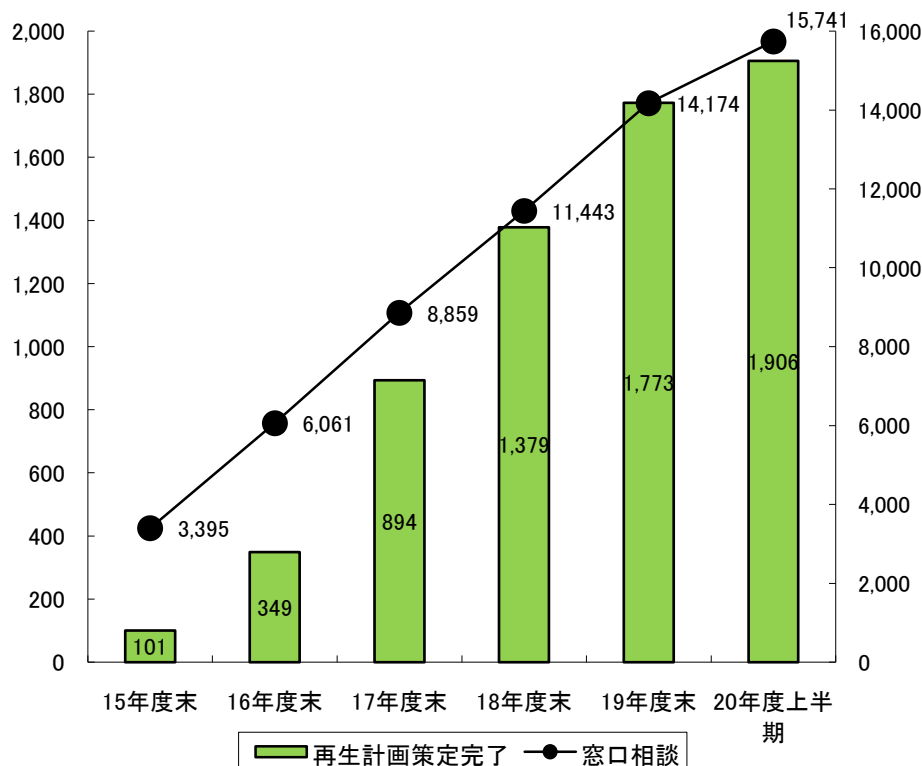
- ・ 原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策(平成19年12月)
- ・ 年度末に向けた中小企業対策(平成20年2月)
- ・ 原油等価格高騰対策(平成20年6月)
- ・ 安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月)
- ・ 生活対策(平成20年10月)

**価値ある事業を再生させ、経営資源の散逸を防ぐため、
事業再生の支援策を講じることが喫緊の課題**

中小企業再生支援協議会について

- 中小企業の再生支援については、産業活力再生特別措置法に基づき、平成15年、47都道府県の商工会議所等の認定支援機関に中小企業再生支援協議会を設置。債権者調整、経営相談、専門家派遣等を通じた中小企業の再生支援を実施。
- 平成20年度末までに、15,741社からの相談に応じ、1,906社の再生計画策定を支援し、約12万人の雇用を確保。中小企業における事業再生計画では、財務面の再生手法として、リスケジュール、DDS、DES、ファンド活用、債権放棄等の多様な手法が用いられている。

「中小企業再生支援協議会」
窓口相談件数・再生計画策定件数



窓口相談(第一次対応)

課題解決に向けたアドバイス

- ・面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出、アドバイス。

再生計画を作成して金融機関と調整する必要があると協議会が判断した場合

再生計画策定支援 (第二次対応)

再生計画の策定支援

- ・専門家(弁護士、公認会計士等)からなる個別支援チームを結成し、再生計画の策定を支援

関係機関との調整

- ・関係金融機関等との調整を実施

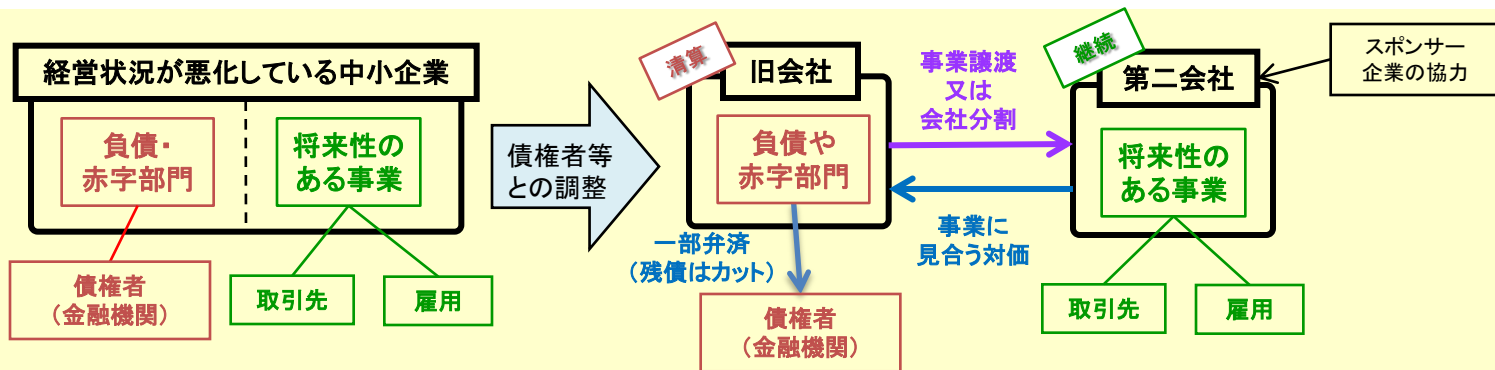
フォローアップ

- ・計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

第二会社方式について

「第二会社方式」とは

- ①将来性のある事業部門を別法人(第二会社)に切出して継続を図るとともに、②負債・赤字部門を残した旧会社を清算する再生手法。
- 金融機関との調整が進めやすい等のメリットにより、中小企業にとって有効な手法である。



第二会社方式のメリット

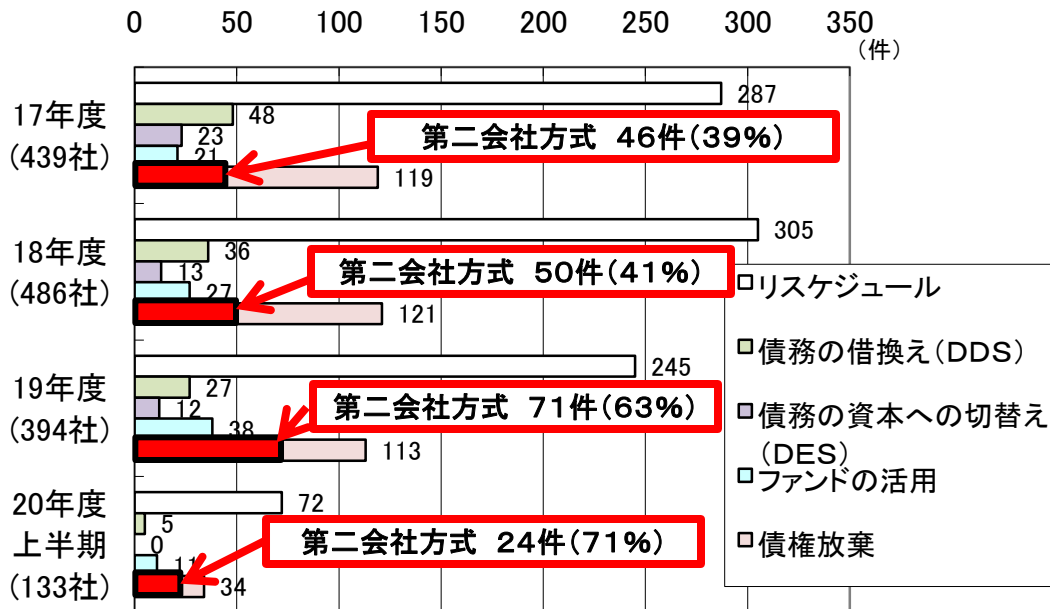
○金融機関の協力が得やすい
 ー債権放棄の手続が不要であり、
 税務上の損金算入の手続きも容易。

○スポンサーの協力が得やすい
 ー想定外債務のリスク遮断が可能。



中小企業の迅速かつ抜本的な事業再生に寄与

◆ 中小企業再生支援協議会の計画策定支援完了案件における財務面手法の推移



第二会社方式に対する支援措置の強化

新たな認定支援制度(中小企業承継事業再生計画(仮称))の創設

▶ 中小企業が第二会社方式により再生を図る計画(中小企業承継事業再生計画(仮称))を経済産業大臣等が認定。

主な認定要件

有利子負債／CF(キャッシュフロー) > 20

▶ 有利子負債CF比率・・・現状の事業の継続により何年で負債が返済可能かの指標

公正なプロセスを経て、債権者である金融機関の同意を得ていること

▶ 金融機関との適切な調整を担保するため、以下の公正なプロセスを要件とする
▶ なお、これにより事業自体に市場での事業継続価値があるものと見込まれる

- ✓再生支援協議会
- ✓私的整理ガイドライン
- ✓RCC企業再生スキーム 等
- ✓地域力再生機構(P)
- ✓事業再生ADR

計画期間終了時点で、事業収支・財務状況が改善すること

- ① 経常収支 > 0
- ② 有利子負債／CF ≤ 10

※ 計画期間は事業承継時から3～5年程度を予定

雇用に関する要件

▶ 承継事業に係る従業員の概ね8割以上の雇用を確保(承継時点*)
▶ 労働組合等への説明等、従業員との適切な調整が図られていること *計画の実施期間中においても雇用維持を最大限図るよう努力規定を設ける

取引先中小企業の利益を不当に害さないこと

▶ 原則として取引先中小企業者の売掛債権を保全すること

承継事業再生計画の認定に基づいた支援措置

課題①: 許認可の再取得

▶ 第二会社が営業上の許認可を再取得する必要があるケースが存在。
▶ その場合、許認可取得の確実性がないため、スポンサーが協力を躊躇。
▶ また、手続きにコストや時間を要し、資金繰りが悪化。

課題②: 税負担の発生

▶ 事業に必要な資産の移転に際して、税負担が発生。

課題③: 多額の資金需要の発生

▶ 第二会社が事業を取得する際、旧会社に支払う事業対価が必要。
▶ また、その後の運転資金等の資金需要も発生。

支援措置①: 許認可承継の特例

▶ 旧会社が有する許認可について、第二会社が承継できる特例を措置

支援措置②: 税負担の軽減

▶ 登録免許税、不動産取得税を軽減

支援措置③: 金融支援

▶ 政策金融公庫による低利融資。
▶ 信用保険法の特例による保証の別枠化。
▶ 中小投育法の特例による出資上限の引き上げ。

支援措置①: 許認可承継の特例

○ 旧会社の有する営業上の許認可が、事業とともに第二会社に承継される特例を措置する。

< 手続の流れ >

- 事前調整
- 一定の手続きによる計画策定
 - 債権者調整・スポンサー発掘等
 - 経産大臣等の事前相談等

主務大臣
への計画
申請

主務大臣が
認定要件への
適合性を審査
1～3ヶ月(P)

主務大臣
の認定

事業を承継
↓
許認可も承継

許認可承継
の届出等

第二会社が
事業継続

主務大臣が協議

主務大臣に同意

許認可行政庁

業法上の適正性について審査

第二会社方式における許認可に関する課題

- 第二会社方式では、形式上新たな法人が事業を開始するため、営業上の許認可の再取得が必要なケースが存在。
- このようなケースでは、許認可が確実に取得できるという予見性がないため、スポンサー等の協力が獲得しにくいという課題が発生。
- また、手続きにコストや時間を要するため、事業再開に空白期間が生じるケースも存在し、資金繰りの悪化を招く。

具体的な措置の内容と効果

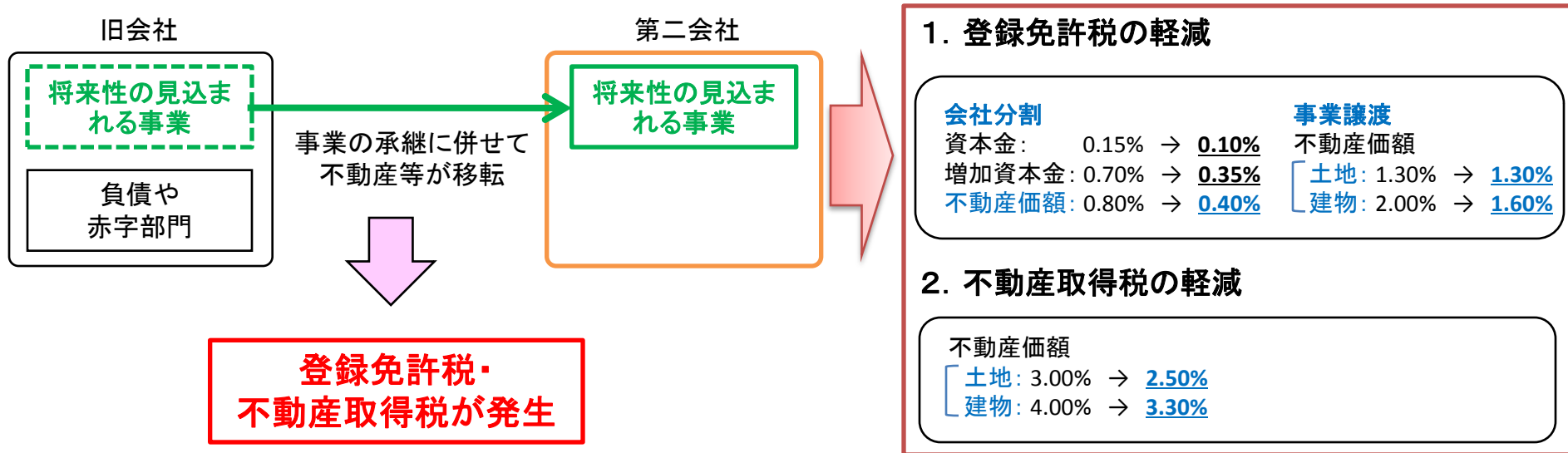
認定計画に従って第二会社が事業を承継した場合、併せて許認可が承継される制度を導入

- ー各業法における適正性を担保する観点から、計画の認定と同時に、許認可行政庁が事前審査を実施。
- ー特例の対象となる許認可の種類は、再生の現場のニーズを踏まえて政令で決めていく。

- 計画段階で許認可が得られることが確実となるため、スポンサー等の協力が促進される。
- 事業と一体的に許認可が承継されるため、空白期間が生じない。
- ワンストップによって行われるため、手続きが簡素化。

支援措置②: 税負担の軽減

○ 事業に必要な不動産等の移転に関し、不動産取得税・登録免許税を軽減

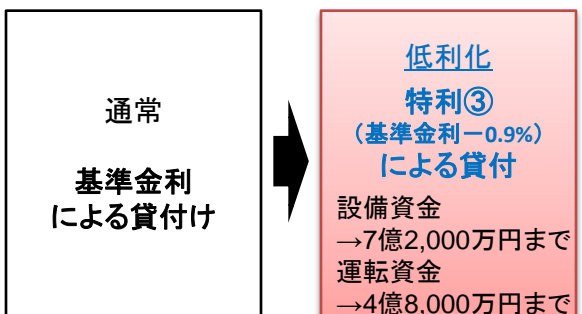


支援措置③: 金融支援

○ 第二会社方式を用いる際に必要となる事業対価、運転資金等について資金供給を円滑化

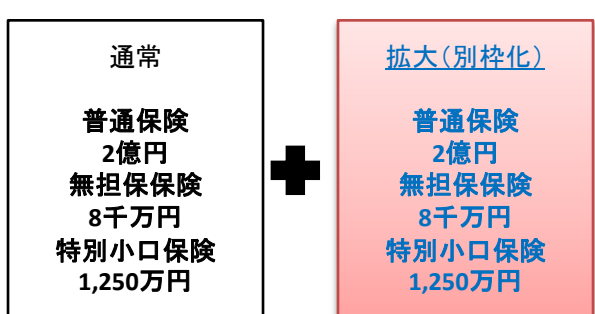
1. 政策金融公庫の低利融資

— 第二会社に対して新たな制度融資を導入



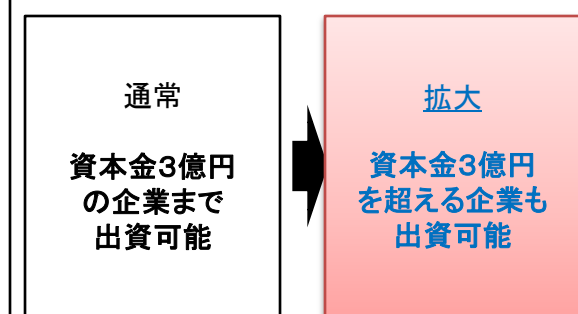
2. 信用保険法の特例

— 第二会社に対し信用保険を別枠化



3. 中小投育法の特例

— 第二会社に対する出資上限を引上げ



再生支援協議会の更なる機能強化

- 全国本部(中小機構)と各協議会の連携強化、予算拡充により、相談能力の一層の向上を図る。

再生支援協議会の成果と課題

- 平成15年以降の5年間で、約1,800件の再生計画を策定し、約11万人の雇用確保を実現するなど、着実な成果を挙げている。
- その結果、地域の中小企業、金融機関からの信頼も高まっており、一層の役割が期待されつつある。
- 一方、近年の再生手法の高度化、案件の複雑化等に対応するため、一層の能力向上を図り、機能を強化していくことが必要。

具体的な措置の内容

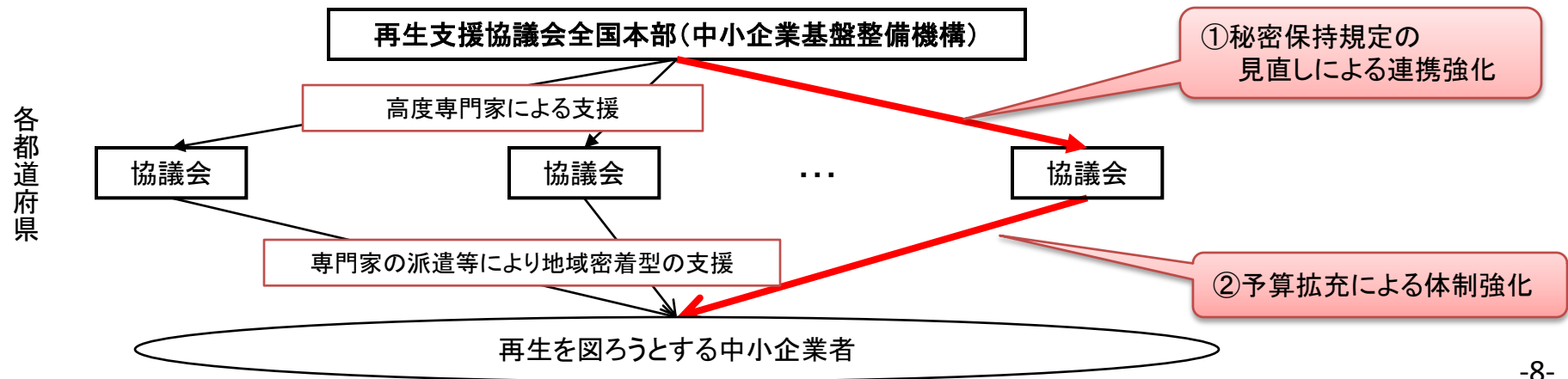
①全国本部の機能・能力をさらに活用できるよう、全国本部と各協議会との連携強化

- 現在、全国本部(中小機構)には全国的に高い能力を有する再生の専門家を配置し、各協議会への助言・ノウハウ提供を実施。
- 各協議会が、これら全国本部の能力・機能をさらに活用できるよう、全国本部との間の秘密保持義務の対象から除外し、各協議会との連携を強化。

②各協議会の専門家を増やし、中小企業の再生支援体制を強化

- 予算の拡充 : 平成20年度:45億円 ⇒ 平成21年度:50億円

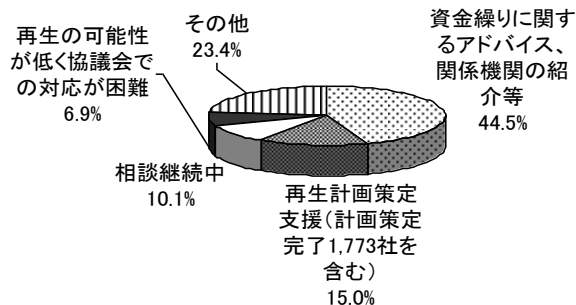
<中小企業に対する再生支援体制>



<参考1> 中小企業再生支援協議会における支援状況及び第二会社方式の傾向

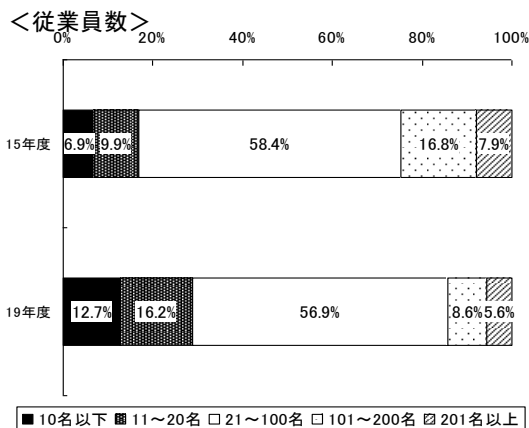
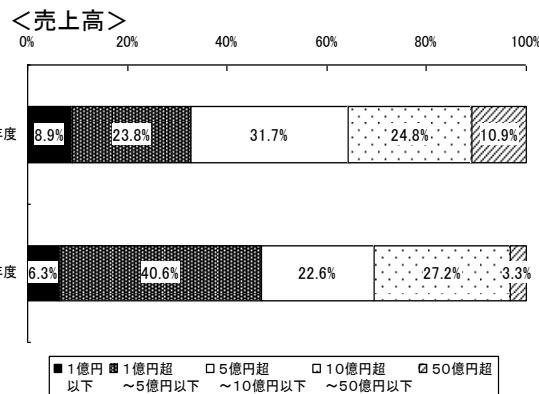
1. 中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件の現状(平成19年度末時点)

(1) 窓口相談対応の状況



相談企業14,174社のうち、6,301社(約4割)は資金繰りに関するアドバイス、関係支援機関の紹介等により、再生計画策定の段階に至る前に問題が解決。

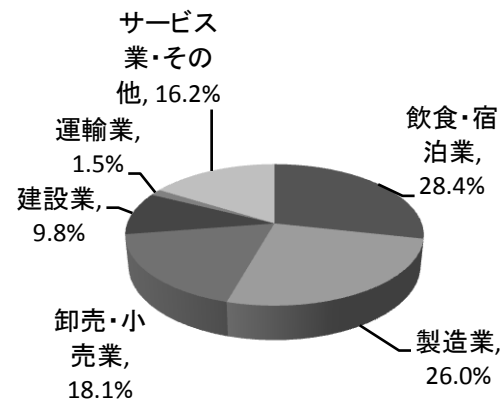
(3) 企業規模



・平成15年度実績と比較して売上高5億円以下の企業の割合が増加。
 ・従業員規模を見ても、20名以下の小規模企業が増加傾向。

2. 第二会社方式を用いた再生計画策定完了案件の傾向

(1) 業種別の割合

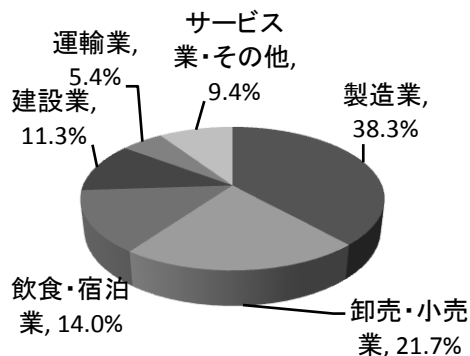


平成15年からこれまでに第二会社方式を用いた204件の再生計画完了案件のうち、業種別にみると、飲食・宿泊業、製造業、卸売・小売業、建設業の順に多い。

(2) 事業譲渡、会社分割の件数内訳

204件のうち、
 ・業譲渡 → 98件
 ・会社分割 → 106件

(2) 業種別の割合



業種別にみると、製造業、卸売・小売業、飲食・宿泊業の順に多い。近年、建設業の割合が増加。

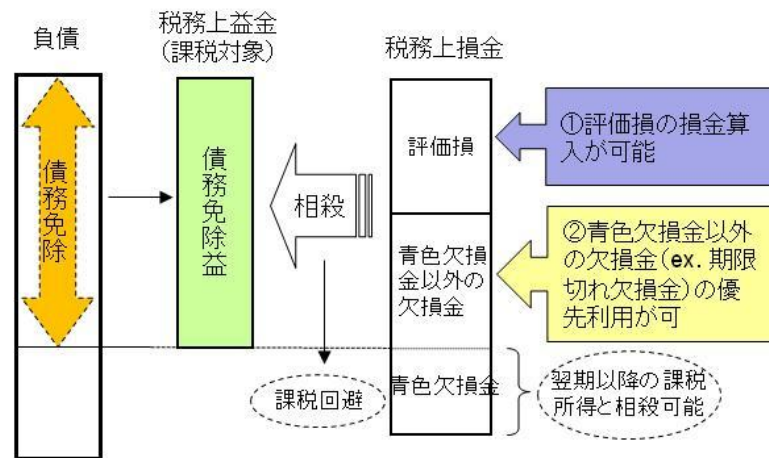
<参考2> 直接放棄方式に係る税制の拡充

1. 制度の概要

私的整理による債務免除に対しては、一定の要件の下、①評価損の損金算入、②期限切れ欠損金の優先利用が認められているところ。(平成17年度税制改正)

民事再生等の法的整理に加え、中小企業再生支援協議会で策定を支援した再建計画等により、債務免除が行われた場合、その債務者である法人について、以下の措置が講じられているところ。

- ①資産の評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入する措置
- ②上記の適用を受ける場合に繰越欠損金額の損金算入について青色欠損金額等以外の欠損金額(債務免除益等の額に達するまでの金額に限る。)を優先する措置



※青色欠損金…通常所得と相殺可能な7年分の繰越欠損金
期限切れ欠損金…通常所得との相殺期限(7年間)が切れた欠損金

2. 拡充のポイント

さらに迅速な企業再生の実現を目的として、中小企業における当該税制の使い勝手を向上すべく、以下の拡充を行う。(平成21年度税制改正)

《変更前》

○評価損益の対象となる資産について、資産の評価差額(資産の価額とその帳簿価格の差額)の最低限度が1,000万円

○準則等に定められている、再生計画の妥当性等について確認を行う専門家が3名以上

《変更後》

○中小規模再生(有利子負債額が10億円未満である企業再生(以下同じ))については、最低限度を100万円とする

○中小規模再生については、最低限度を2名とする

【その他】 ・債務の免除要件を緩和し、DES(※)を対象に追加。(※債務の株式化。財務再構築手法の一種。(Debt Equity Swap))
→直接の債権放棄には応じにくい金融機関にとって、使い勝手が向上 等